

令和7年度（2025年度）第1回宝塚市国民健康保険運営協議会 会議要旨

日時：令和7年（2025年）8月25日（月）

午後1時30分から3時00分

場所：宝塚市役所本庁舎4階 政策会議室

委嘱状の交付

委員1名が脱退となったことに伴い、新たに加入することとなった委員へ委嘱状を交付した。

報告1 国民健康保険事業の状況（令和6年度決算）について

令和6年度の決算内容について、配布資料を基に事務局から説明を行った。

<主な質疑・意見>

（委員） 県支出金の精算とは、具体的にどのようなものが精算の対象となるのか。

（事務局） 具体的には普通交付金や特別調整交付金といったもの。概算で交付されたのち、実績額が固まってから差額分を返還するという流れになるため精算が発生する。

（委員） 2年連続で5,000万円赤字。基金を取り崩すことで赤字額を補填しているが、この程度であれば許容範囲なのか、あるいは危機的状況なのか、市の考え方を聞きたい。

（事務局） 基金の残高が約14億円あるため危機的とまでは捉えていないが、今後、被保険者数の減少や高齢化が進むことで、県からの納付金がどれぐらいの水準になっていくのかという点が不透明で先が読めない状況であると考えている。

報告2 国民健康保険診療施設費の状況（令和6年度決算見込）について

令和6年度の決算見込みについて、配布資料を基に事務局から説明を行った。

<主な質疑・意見>

主な質疑や意見はなし。

報告3 令和7年度国民健康保険税の改正概要と各市の状況について

事務局から配布資料に基づき、税率は令和7年度も据え置いたこと、一部の賦課限度額が変更となっていること、各市の改定状況などを報告した。

<主な質疑・意見>

主な質疑や意見はなし。

（委員） 他市で賦課限度額が変わっていないところがあるが、これは何故か。

（事務局） 理由まではわからないが、一般的に法令改正にしたがって賦課限度額を変更するところをしていない。今後、保険税（料）率統一の中で、賦課限度額についても統一した水準に合わせることになる。

報告4 令和7年度保険者努力支援制度の結果について

事務局から配布資料に基づき、県平均との比較や交付金の額、各評価指標と得点及び要因など報告した。

<主な質疑・意見>

（委員） 後発医療品の促進の取組・使用割合が、宝塚市は県の平均と比べても大幅に低い。これは医療機関からの推奨がないということか、それとも、患者から後発医薬品を断っているということか。

（事務局） 基本的には患者自身が選ぶものではあるので、推奨が無いというよりは、患者が後発医薬品を選んでいないということになる。

（委員） この割合を伸ばすことはできないのか。

- (事務局) 後発医薬品があるにも関わらず先発医薬品を選んだ場合、患者の負担割合が大きくなるという制度が令和6年10月より始まったこともあり、今後、後発医薬品の利用が促進され则认为している。
- (事務局) そういった制度ができたことで、現在では86%まで普及率が上がってきている。今年度の報告時は78%。80%を超えるかどうかで点数が大きく変わるため、来年度の報告では、点数は大きく上がると考えられる。
- (委員) 医療の現場でも、選定療養制度が始まってから、後発医薬品の普及率が飛躍的に上がったように見受けられ、大きな効果を実感している。
- (委員) 全体としての順位はどうなっているのか。
- (事務局) 獲得点数としては変わっていないが、後発医薬品の項目について、他市町で達成したところが増えたこともあり、順位としては下がっている状況。

報告5 保健料水準の統一化に向けたこれまでの検討状況について

保健料水準の統一化に向けたこれまでの検討状況について、配布資料を基に事務局から説明を行った。

<主な質疑・意見>

- (委員) 小規模保険者とはどういったものか。
- (事務局) 本市のような都市部ではなく、山間部のような人口が少なく、国民健康保険の加入者も少ない市町を指している。
- (委員) 説明いただいた内容について、今年度の本協議会において、完全に決めてしまう必要があるのか、それとも、今年度は決定まで至らず継続課題としてもよいのか。
- (事務局) 標準保険料率の完全統一、減免基準の統一に関する最終的な期限は令和12年度であるので、後者と考えている。
- (委員) 標準保険料率の統一と、保険料率の完全統一の違いは。
- (事務局) 保健事業や国費等を納付金の算定に反映させた上で、算定基準を統一することが「標準保険料率の統一」であり、兵庫県は令和9年度に実施を予定している。次に、各市町が令和9年度以降、その標準保険料率を自市町の保険料率に適用し、県下全市町が標準保険料率を適用することが「保険料率の完全統一」であり、この最終期限が令和12年度となっている。
- (委員) 保険料も統一するのか。
- (事務局) 統一するのはあくまで保険料率であり、保険料の統一は行わない。
- (委員) 国全体で統一する動きはないのか。
- (事務局) 今のところはない。今後、各都道府県間で差異が大きくなってきた場合は、そういった動きも出てくるかもしれないが、現状ではない。
- (委員) 減免基準を県の基準に統一した場合、今まで減免を受けていた人が保険税を支払えず、生活保護を受けるようなケースも出てくると思うが、そこまで想定しているのか。
- (事務局) そういったケースがあった場合、まずは納税相談や徴収猶予といった制度を活用し、対応することになる。
- (委員) 減免基準について、令和9年度から令和12年度までの間、各市町の独自減免適用は可能と認識しているが、その場合、減免に関する費用は各市町で負担するのか。
- (事務局) 独自減免に関する費用はすべて各市町で負担することになる。
- (委員) 保険料率の完全統一化後、基金による赤字補填はできないということだが、現状で決算額から基金を差し引くと5,000万円の赤字であり、これを解消できる見込みはあるのか。
- (事務局) 赤字にならないように、県への納付金額が設定されることになるため、納付金の精算制度というのも検討されているので、基本的には無いものと考えられる。
- (委員) 基金の活用方法について、赤字補填は不可とのことであるが、他にどのような活用方法があるのか、県から示されているものはあるのか。
- (事務局) まだ県からは示されていない。引き続き、県の動向に注視しながら、示せるものが出て

きたタイミングでお示ししたい。

(委員) 標準保険料率への移行のタイミング、減免基準の統一化等、誰がどこで決定するのか。

(事務局) 基本的には本協議会で議論したうえで決定することになる。今すぐに基金を活用して保険税率を一時的に下げたとしても、統一化のタイミングで保険税率が大きく上がることになり、被保険者の負担感の増につながると考える。これからの基金残高の推移や、県からの納付金額、本市の国保財政等を見ながら決めていく必要がある。

その他

事務局より、今年度の運営協議会の日程について説明。

(会長) 協議会はこれで終了する。